

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第26号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附
則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
……………（国民健康保険課）…2

告 示

- 告示第99号 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第
1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱
……………（介護保険課）…2

公 告

- 公告第55号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更
……………（農林茶業課）…2
○公告第56号 宇治市墓地公園墓所使用者募集
……………（環境企画課）…2

監 査 委 員

- 公表第13号 定期監査の結果の報告……………3
○公表第14号 定期監査の結果の報告……………3
○公表第15号 定期監査の結果の報告……………4
○公表第16号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………4

農 業 委 員 会

- 公告第9号 農業委員会定例総会の招集……………4

規 則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年9月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第26号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年宇治市規則第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「、令和4年9月30日」を「、令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第99号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年9月22日

宇治市長 松村 淳子

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1号に次のように加える。

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

（注） 厚生労働大臣が定める基準第131号の2において準用する第48号の3に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、アからオまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表第2号に次のように加える。

ソ 介護職員等ベースアップ等支援加算

（注） 厚生労働大臣が定める基準第138号において準用する第48号の3に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、アからシまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表第3号に次のように加える。

オ 介護職員等ベースアップ等支援相当加算 6単位

（注） 厚生労働大臣が定める基準第131号の2において準用する第48号の3に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対

し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

別表第4号に次のように加える。

ケ 介護職員等ベースアップ等支援相当加算 9単位

（注） 厚生労働大臣が定める基準第138号において準用する第48号の3に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定短時間型通所サービスを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う第1号事業について適用し、同日前に行った第1号事業については、なお従前の例による。

（揭示済）

公 告

宇治市公告第55号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和4年10月7日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和4年10月7日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

宇治市公告第56号

宇治市墓地公園墓所使用者募集について

宇治市墓地公園の墓所使用者を次のとおり募集します。

令和4年10月7日

宇治市長 松村 淳子

○墓園の名称 宇治市天ヶ瀬墓地公園

○墓園の位置 宇治市宇治金井戸7番地の44

○墓所の位置、規格及び数並びに墓所使用料及び墓園管理料

区画	墓所種類	募集区画数	墓所使用料	墓園管理料（年額）
A区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円（※1）
	2㎡墓所	2区画	50万円	4千円（※1）
B区	3㎡墓所	1区画	75万円	6千円（※2）
	4㎡墓所	2区画	100万円	8千円（※3）
C区	2㎡墓所	3区画	50万円	4千円（※1）
	4㎡墓所	1区画	100万円	8千円（※3）
D区	2㎡墓所	1区画	50万円	4千円（※1）
	2㎡墓所	2区画	50万円	4千円（※1）

E 区	3 m ² 墓所	1 区画	7 5 万円	6 千円（※2）
	4 m ² 墓所	1 区画	1 0 0 万円	8 千円（※3）
G 区	2 m ² 墓所	2 区画	5 0 万円	4 千円（※1）
H 区	2 m ² 墓所	1 区画	5 0 万円	4 千円（※1）
I 区	2 m ² 墓所	2 区画	5 0 万円	4 千円（※1）

（※1）初年度は1， 3 3 0 円

（※2）初年度は2， 0 0 0 円

（※3）初年度は2， 6 6 0 円

○受付の期間及び場所

令和4年10月15日（土）から同月31日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、当日の消印有効）

〒611-0021 宇治市宇治金井戸7番地の44

宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

（電話番号39-9205）

○申込みの資格

以下の条件をすべて満たす人

1 宇治市に住民登録がある人（既に、宇治市天ヶ瀬墓地公園の墓所を使用している人と同一世帯の人は応募できません。応募は1世帯1区画に限ります。）

2 墓所使用料及び墓園管理料を納入期限までに納入することができる人

3 使用許可後5年以内に墓石を設置できる人

○申込みの手続

所定の申込書を受付期間内に、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所へ持参し、又は郵送してください。申込書は令和4年10月15日（土）から同管理事務所及び宇治市人権環境部環境企画課で配付します。

○選考の方法、日時及び場所

無作為によるプログラムで抽選します。

日 時 令和4年11月8日（火）午前10時

場 所 宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

○発表の日時及び場所

結果は応募者全員に郵送で通知するとともに、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所及び宇治市人権環境部環境企画課に令和4年11月8日（火）午後3時から同月11日（金）午後5時までの期間、番号を掲示します。

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年9月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の農業委員会事務局及び教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

使用料収入状況（博物館管理課）

冊子等売却収入状況（博物館管理課）

需用費支出状況（農業委員会事務局）

委託料支出状況（博物館管理課）

備品管理状況（農業委員会事務局、博物館管理課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、農業委員会事務局及び教育部博物館管理課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から令和4年2月28日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年4月1日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年5月25日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 農業委員会事務局

(1) 需用費支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 博物館管理課

(1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について

源氏物語ミュージアム観覧料の減免決定について、宇治市事務決裁規程に基づかない専決が行われていた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 冊子等売却収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

（揭示済）

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年9月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

建設部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

道路占用料及び水路使用料収入状況（建設総務課）

境界明示等手数料収入状況（建設総務課）

委託料支出状況（建設総務課、道路建設課）

補助金支出状況（用地課）

工事請負費支出状況（道路建設課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、建設部建設総務課、用地課、道路建設課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から令和4年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年5月2日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年6月30日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 建設総務課

(1) 道路占用料及び水路使用料収入状況について
適正に処理されていた。

(2) 境界明示等手数料収入状況について
適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について
境界標測量設置業務委託において、業務完了検査の遅延が見受けられた。
適正な事務の執行に努められたい。

2 用地課

(1) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

3 道路建設課

(1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年9月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

政策企画部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

ふるさと応援寄付金収入状況（政策戦略課）

委託料支出状況（政策戦略課、デジタル政策課）

賃借料支出状況（デジタル政策課）

補助金支出状況（財政課）

備品管理状況（財政課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、政策企画部政策戦略課、デジタル政策課、財政課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から令和4年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年6月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年7月27日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 政策戦略課

(1) ふるさと応援寄付金収入状況について
適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

2 デジタル政策課

(1) 委託料支出状況について
おおむね適正に処理されていた。

(2) 賃借料支出状況について
適正に処理されていた。

3 財政課

(1) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

(2) 備品管理状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年9月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

1 監査の結果を公表した日

令和4年9月26日（宇治市監査委員公表第13号）

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 教育委員会 博物館管理課

監査期間 令和4年4月1日～令和4年5月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	源氏物語ミュージアム使用料収入状況について 源氏物語ミュージアム観覧料の減免決定について、宇治市事務決裁規程に基づかない専決が行われていた。適正な事務の執行に努められたい。	起案処理（部長決裁）し、継続案件について確認、意思決定しました。 減免の基準について確認し、「今後内容に大きく変動がない場合は博物館管理課長決裁」とすること、「基準が明確でない新規案件については部長決裁」としました。 今後は適正な事務の執行に努めてまいります。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第28回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和4年9月22日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和4年10月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
2 非農地通知の決定について
3 その他

(揭示済)